保険代理店向け顧客管理システム
SALES SUPPORT

保険管理システムサービス約款

1. 総則

1-1. 取扱の準則

株式会社イー・エヌ・エス（以下「当社」といいます）は、　当社この「サービス約款」（以下「本約款」といいます）によって保険テムサービスを提供します。当社、保険管理システムサービスの各サービスの利用に関して、本約款の他に別途、書面、その他の方法表示もしくは通知する注意事項、取扱規則その他の諸約もまた本約の一部を構成し、本約款と同等の効力を有するものとします。

1-2. 約款の変更

当社は本約款を契約者の承諾なく変更することがあります。この場契約者には以後変更後の約款が適用されます。

1-3. 用語の定義

本約款において、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

基本サービス:

当社または当社が指定した業者が管理するインターネットに接続されたコンピュータ機器（以下「当社サーバー」といいます）内に、契データ（以下「データ」といいます）の電気的な保管空間を、別に方法に従い、保険管理システムサービス利用のために貸し出すとに、当社が当社サーバーの設定および接続環境を保守・管理し、サバーの機能の利用権を契約者に付与するサービス

付加サービス:

基本サービスにより契約者に貸し出されるデータ保管空間に有償で値を付加するサービスまたはその他の付加サービス

利用契約:

当社から保険管理システムサービスサービスの提供を受けるための

契約者:

当社とサービス利用契約を締結している法人、個人、その他団体

1-4. サービスの種別とその内容

保険管理システムサービスは、基本サービスと付加サービスの２種のサービスの組み合わせ、もしくは基本サービスのみで提供されま（以下これらの各種別を「サービス種別」といいます）。当社は、サービスのみの提供も行います。また、それぞれのサービス種別毎個別の機能を提供するサービス（以下「サービス品目」といいますれぞれのサービス種別毎に定めます。

1-5. 基本サービスのサービス品目

基本サービスにおいて提供される機能、サービス品目は、次のとおす。容量　１００MB　保険管理システムサービス利用権限

追加　¥3,150「100MB」¥5,250「200MB」¥7,350「300MB」¥9,450

1-6. 付加サービスのサービス品目

付加サービスにおいて提供される機能、サービス品目は別に定めま

1-7. 提供区域

保険管理システムサービスの提供区域は、当社が別途定める方法でサービスの利用が可能かつ料金支払の可能なすべての地域とします

1-8. ディスクチャージとトラフィックチャージ

当社はデータの保管容量と制限値を設けます。契約者はこの制限をえて保険管理システムサービスを利用した場合、当社の定める超過金を支払わなければなりません。また、当社は契約者の利用容量が過していることを通知する義務を負いません。

2.利用契約

2-1. 利用契約の単位

保険管理システムサービスの利用契約は、当社が定めた契約容量その他の条件を単位として締結します。

2-2. 契約の最短利用期間

当社は、それぞれのサービス種別毎に最短利用期間を定めることができるものとします。ただし、契約者は、最短利用期間分の利用料金払うことで、最短利用期間が経過する前においても解約することがるものとします。

2-3. 契約者による第三者に対するサービスの提供

契約者が保険管理システムサービスを用いて、第三者に独自のサービスを行う場合は、予め当社所定の方法により当社の承諾を得るものとします。この場合、契約者は当該第三者に本約款を契約者と同様遵守させるものとします。

2-4. 権利譲渡の禁止

契約者は、保険管理システムサービスの提供を受ける権利等、利用約上の権利を第三者に譲渡することはできません。

3.利用申込等

3-1. 利用申込

当社は契約申込者が署名した利用申込書および当社の指定する必要書類の提出をもって利用申込を受け付け、必要な審査・手続等を経後に当該利用申込を承諾します。

3-1-2. 利用申込書の提出にあたっては、当社が指定した第三者によ取次を認めます。

3-1-3. 利用申込書の提出は、当社が認める場合に限り、インターネ等を用いたオンラインやファクシミリによる申込に替えることがです。

3-2. 利用契約の成立

保険管理システムサービス利用契約は、利用申込に対して、当社がれを承諾したときに成立します。ただし、3-3に定める開通前には、当社の定める手数料を支払うことによってこれをキャンセルすとができます。

3-3. 利用申込の受付と開通

当社が利用申込を承諾した場合、利用者に対して開通日・申込内容明記したサービス開始の確認書および必要なID・パスワードを文書通知します。利用者は開通日以降、実際のサービス利用の有無に関わらず、当社の定める方法により利用料金を支払うこととします。し、5-1 ないし5-3 を除き、当社の責によりサービスが利用できなた場合はこの限りではありません。

3-3-2. 契約者は、当社により通知されたディレクトリ（ドメイン名社が別途定める期間は、最短でも使用し続けるものとします。

3-4. 申込の拒絶

当社は、次の各号に該当する場合には、保険管理システムサービスの利用の申込を承諾しないことができます。

（1）申込に係る保険管理システムサービスの提供または当該サービスに係る装置の保守が技術上困難な場合

（2）保険管理システムサービスの申込者が、当該申込に係る契約の義務を怠る虞がある場合

（3）保険管理システムサービスの申込者が、5-1（提供の停止）に当する行為を行ったことがある場合または行う虞がある場合

（4）保険管理システムの契約申込書に虚偽の事実を記載した場合

（5）当社が、契約締結を適当でないと判断した場合

3-4-2. 前項の規定により、当社が保険管理システムサービスの利用申込を拒絶する場合は、当社は、申込者に対し書面によりその旨を知します。申込者はこれに対して意義を申し出ることはできません社は、拒絶の理由を明らかにする義務を負いません。

4.契約事項の変更等

4-1. 契約事項の変更等

契約者は、保険管理システムサービス種別の変更等を申し出ることできます。この場合、当社が別に定める申請方法により所定の事項記載した書面を提出するものとします。

4-1-2. 当社は、前項の請求があったときは、第3 節（利用申込等）規定に準じて取り扱います。

5.提供の停止等

5-1. 提供の停止

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には、期間を定めて保険管理システムサービスの提供を停止することがあります

（1）保険管理システムサービスの料金、割増金または遅延損害金を支払期日を経過してもなお支払わないとき

（2）申込に当たって虚偽の事項を記載したことが判明したとき

（3）前各号に掲げる事項の他、契約者の責めに帰すべき事由で、社の業務の遂行または当社の電気通信設備に支障を及ぼし、または及ぼす虞のある行為をしたとき

（4）8-1-4（情報の取扱）の規定に違反すると当社が判断したとき

（5）契約者が支払停止に陥ったとき

（6）契約者が、仮差押、差押、民事再生、破産、会社更生等の申し、またはこれを受けたとき

（7）契約者が日本および他各国で定められた法律に反する行為を行ったとき、もしくは過去に同様の行為を行っていたことが判明したき

（8）契約者が第三者に対して迷惑行為を行ったとき、もしくは第から契約者に対して抗議があったとき

（9）その他当社がやむを得ないものと認めたとき

5-2. 提供の中止

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、保険管理システムサービスの提供を中止することがあります。

（1）当社の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき

（2）当社の電気通信設備にやむを得ない障害が発生したとき

（3）第1 種電気通信事業者または当社指定管理会社が電気通信サービスの提供を中止することにより保険管理システムサービスの提供を行うことが困難になったとき

5-2-2. 当社は、5-2（1）の規定により保険管理システムサービスの供を中止しようとするときは、その１４日前までにその旨を契約者当社の定める方法で通知します。ただし、緊急やむを得ない場合及び5-2（2）,（3）においては、この限りではありません。

5-3. 通信利用の制限

当社は、天災、事変その他の非常事態の発生により、通信需要が著しく輻輳し、通信の一部または全部を接続することができなくな合には、公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、保険管理システムサービスの提供を制限または中止する措置を取ることがあります。

5-3-2. 保険管理システムサービスをご利用の契約者は、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしてはならないものとします。のような行為があったときには、当社は契約者の利用を制限することがあり、更に契約者に対して損害賠償請求をすることがあります。

5-4. サービスの廃止

当社は都合により保険管理システムサービスの特定の種別および目のサービスを廃止することがあります。この場合、当社は契約者に対し、廃止の１ヶ月前までに所定の方法でその旨を通知します。

5-4-2. 契約者は、5-4 のサービス廃止があったときは、当社に請求することにより、当該廃止に係るサービスに替えて他の種別および目のサービスを受けることができます。この場合において、当該請求については第4節（契約事項の変更等）の規定を準用します。

6.契約の解除

6-1. 当社が行う利用契約の解除

当社は、5-1 （提供の停止）のいずれかに該当する場合、同節に従った提供の停止をすることなく、直ちに利用契約を解除することができます。

6-1-2. 当社は、前項の規定により利用契約を解除するときは、書面により契約者にその旨を通知します。

6-2. 契約者が行う利用契約の解除

契約者は、保険管理システムサービス契約を解除するとき（6-2-2 2-3 の規定による場合を除く）は、当社に対し、解除の日（月の限ります）の３ヶ月前までに当社の定める書面等によりその旨をするものとします。この場合において、通知があった日から当該において解除の日とされた日までの期間が３ヶ月未満であるとき解除の効力は当該通知があった日から３ヶ月を経過する日に生じのとします。

6-2-2. 契約者は、5-2 （提供の中止）または5-3 （通信利用の制定めた事由が生じたことにより、保険管理システムサービスを利ることができなくなった場合において当該サービスに係る契約の目を達することができないと認めるときは、当該契約を解除することきます。この場合、解除はその通知が当社に到着した日にその効が生じたものとします。

6-2-3.　5-4（サービスの廃止）の規定により特定のサービス種別止されたとき（5-4-2 の規定により、サービス種別またはサービスに変更があった場合を除く）は、当該廃止の日に当該種別に係る保管理システムサービス契約が解除されたものとします。

7.料金等

7-1. 料金等

保険管理システムサービスの料金および関連費用（以下「料金等いいます）は以下の項目からなります。

（1）初期費用

契約者が、サービスを受けるに当たって支払う加入料を含む一時で、各サービス種別で定める細目からなります。

（2）サービス月額費用

契約者が、保険管理システムサービス利用の対価として支払う費で、各サービス種別で定める細目からなります。

7-2. 課金開始日

保険管理システムサービスの課金開始日は、3-2（利用契約の成立および3-3 （利用申込の受付とサービス開始）の規定により契約が立し、当社が発送するサービス開始確認書において課金開始日とて記載したされた日をいいます。

7-3. 契約者の支払義務

契約者は、当社に対し、保険管理システムサービスの利用に係る料条に規定した初期費用、サービス月額費用を、サービス種別毎に当社が定める方法で支払うものとします。

7-4. 料金等の請求時期および支払期日

契約者は、当社が指定する方法により、保険管理システムサービスの料金等を支払うものとします。

7-5. 割増金

保険管理システムサービスの料金等の支払いを不法に免れた契約者は、その免れた額の他、その免れた額の2 倍に相当する額を割増金として支払うものとします。

7-6. 遅延損害金

契約者は、保険管理システムサービスの料金等または割増金の支払を遅延した場合は、遅延期間につき未払額に対する年率１４．５％割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。

7-7. 消費税

契約者が当社に対しサービスの料金等を支払う場合、支払を要する額は、当該料金等に消費税を加算した額とします。

7-8. 初期費用およびサービス月額費用の額

保険管理システムサービスの初期費用およびサービス月額費用の額は、別途当社が定めた額とします。

7-9. 契約解除に伴う料金等の清算方法

最短利用期間が経過する前に契約が解除された場合（6-2-2の規定により解除された場合を除く）における保険管理システムサービスサービス月額費用の額は、課金開始日から当該最短利用期間の末日までの期間の額とします。契約者はこの額を当社の請求に基づき直ちに支払うものとします。

8.情報の取扱

8-1. 情報の取扱

契約者は自己のデータ領域（データ保管空間）内でなされた一切の為およびその結果について、当該行為を自己がなしたか否かを問わず、一切の責任を負うものとします。

8-1-2. 当社は契約者が登録したデータにつき、何らの保証も行わその責任を負わないものとします。

8-1-3. 契約者は、自己のデータ領域（データ保管空間）内での紛または自己の使用するディレクトリ（ドメイン名）に関する紛争等の責任において解決するものとし、当社またはその他の第三者に感を掛け何らかの被害、あるいは損害等も与えないこととします。

8-1-4. 契約者は保険管理システムサービスの利用にあたって以下行為をしないものとします。

（1）わいせつ、賭博、暴力、残虐などの情報を発信、送信仲介、するなどの公序良俗に反する行為もしくは、その虞のある行為

（2）犯罪行為、犯罪行為を導くような行為もしくは、それらの虞のある行為

（3）他人の著作権、商標権その他の権利を侵害する行為もしくはの虞のある行為

（4）他人の財産、プライバシー等を侵害する行為もしくは、その虞のある行為

（5）他人の名誉、信用を毀損しあるいは誹謗中傷する行為もしくはその虞のある行為

（6）性的、民族的、人種的その他の差別を助長するような行為もは、その虞のある行為

（7）有害プログラムを含んだ情報、偽造、虚偽または詐欺的情報勧誘挙法に違反する情報を発信、送信仲介、受信する行為もしくはその虞のある行為

（8）その他、法令に違反する行為もしくは、その虞のある行為

（9）保険管理システムサービスの運営を妨げ、もしくは当社の業業を妨げ、また妨げる虞のある行為

（10）その他、当社が不適切と判断するような行為

8-1-5. 当社は、以下の場合、契約者の承諾なく、当社サーバー内データを消去できるものとします。

（1）当該データが8-1-4記載の行為あるいは、かかる行為の原因段、結果になり得ると、当社が判断した場合

（2）契約者が、1-8記載の制限値を超えることとなる当該データ積した場合

（3）当該データが保険管理システムサービスの提供に何等かの及ぼし得ると、当社が判断した場合

（4）保険管理システムサービス提供上その他、当社が当該データ削除を必要であると判断した場合

8-2. バックアップ

当社はサーバーの故障・停止時の復旧の便宜を図るために備えて契約者の登録したデータの複写を保管することがあります。

8-2-2. 契約者が登録したデータが消失し、もしくは消去されるなど、契約者が不利益を被った場合でも、当社は何らの責任も負わものとします。

8-3. 契約者のデータの権利

契約者が登録したデータの著作権法上の権利は、登録前の元々の作権者に帰属するものとします。ただし、当社はこれらの権利を使する義務を負わないものとします。

8-4. 当社による編集・出版

当社は、契約者の承諾を得た上で、契約者の情報を抽出・再編集して、インターネット、書籍、放送その他の媒体を通じて、発表することがあります。この場合の一切の権利は当社に帰属するものとします。

8-5. ファイル情報の消去

当社は、保険管理システムサービス用設備のファイル容量に余裕がなくなる虞があるときは、何らの補償をすることなく、また、契諾を得ずにそのファイルに蓄積されている契約者の情報を消去することがあります。

8-6. 当社によるメール等の送付

当社は、当社が必要と判断するメールやファイルを契約者に送付することがあります。この場合、当社が送付したメールが消費する契のディスク容量やデータ転送料は契約者の負担とします。

8-7. 情報の管理

契約者は、保険管理システムサービスを使用して、受信し、または信する情報について、保険管理システムサービス用設備の故障による消失を防止するための措置をとるものとします。

9.損害賠償

9-1. 損害賠償

当社は保険管理システムサービスを提供すべき場合において、当の帰すべき理由により契約者に対し本サービスを提供しなかったは、契約者が保険管理システムサービスをまったく利用できない状にあることを当社が知った時刻から起算して、連続して２４時間保険管理システムサービスがまったく利用できなかったときに限り

9-1-2. 前項の場合において、当社はその料金月における料金額を度として損害の賠償をします。

9-1-3. 第１項の場合において、当社に故意または重大な過失によサービスを提供しなかった場合には、前項の規定は適用しません。

10.雑則

10-1. 機密保持

当社は、利用契約の履行に際し知り得た契約者の業務上の機密（信の秘密を含みます）を、法令に基づく場合を除き、第三者に漏

10-2. 著作権

別段の定めのない限り、当社の提供するサービスに関する各コンツに関するの著作権その他の知的財産権は当社あるいは各コンテツの主宰者に帰属するものとし、また、各コンテンツの集合体とし弊社サービスの著作権その他の知的財産権は当社に帰属するもの

10-2-2契約者は、保険管理システムサービスの利用により享受さる著作物を、著作権法その他の法律で許された範囲内でのみ使用するものとします。契約者が著作物の使用、改変、複製、頒布その行為により著作権法その他の法律に違反し、もしくは他人の著作侵害した場合には、契約者が独りその責めを負うものとし、当社

10-3. ログイン名およびパスワードの管理

契約者は、当社から発行されたログイン名およびパスワードを自責任で管理するものとし、その管理不十分、使用上の過誤、他人用等によって損害が発生したとしても、契約者がその責めを負うとし、当社は、その責めを負いません。契約者は、ログイン名およびスワードに関し、以下の義務を負うものとします。

(1)契約者は、ログイン名およびパスワードを他人に使用させてはず、また、その使用権に対して、貸与、名義変更、譲渡、売買、の処分をしないものとします。

(2)契約者は、ログイン名もしくはパスワードが分からなくなった速やかに当社に届出るものとします。当社は、ログイン名およびワードを再発行します。

(3)契約者は、ログイン名およびパスワードを秘密に保持するものし、所定のパスワードを定期的に変更するものとします。

(4)契約者は、ログイン名もしくはパスワードが漏洩されたことを場合、また、ログイン名もしくはパスワードが他人に使用されたり知った場合には、直ちに当社に、その旨、通知するものとし、当指示に従うものとします。

10-3-2. 契約者が他のネットワーク（国内外）を経由して通信を行合、経由するすべてのネットワークの規則およびそれらの国の法従わなければなりません。

10-4. 通信事業者および接続業者

契約者は、保険管理システムサービスを利用する為に任意の通信業者ならびにインターネット接続業者と契約するものとし、当社は信事業者もしくは接続業者の責めに帰すべき事由で保険管理システムサービスの提供が妨げられたとしても、一切その責めを負いま

10-5. 指定ソフトウェア

当社は、保険管理システムの利用のために必要または適したソフトウェア（ブラウザ）を指定することがあります。この場合、契約のソフトウェア（ブラウザ）を用いたときは、当社が提供するサ受けられないことがあります。

10-6. 免責

当社が契約者に対して負う責任は、当社の責に帰すべき事由によその利用ができない状態であり、これを超えて、契約者が保険管システムの利用に関して被った利益の喪失、データ損失にかかる損財産的損害、信用損害その他一切の損害について、当社は理由の何を問わず責任を負わないものとします。

10-7. 損害賠償

契約者が本約款に違反して当社に損害を与えた場合、当社は当該約者に対して、当社が被った損害の賠償を請求できるものとしま

11.その他

11-1. 契約者名の公開

契約者は、当社の定める方法により、契約者名を公開することを承認します。

11-2. 合意管轄裁判所

契約者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合、札幌地方裁判所を一審の合意管轄裁判所とします。

本約款は平成23年2月1日から実施します。